

合併期日は 平成23年9月26日

本年4月から本市と藤沢町との合併について協議を行ってきた「一関市・藤沢町合併協議会」が、すべての協定項目の協議を終えました。今後、両市町で住民懇談会が予定されています。

決定した協定項目

合併の方式

東磐井郡藤沢町を廃し、その区域を一関市に編入する「編入合併」とすることにしました。

合併の期日

平成23年9月26日とすることにしました。

新市の名称

「一関市(いちのせきし)」とすることにしました。

新市の事務所の位置

現在の一関市役所を新市の事務所(本庁)とすることにし、藤沢支所を現在の藤沢町自治センター(藤沢町藤沢字町裏

187番地)に置くことにしました。

財産の取扱い

藤沢町が所有する財産および債権債務は、すべて一関市に引き継ぐことにしました。

議会議員の定数及び任期の取扱い

合併特例法の定数特例を適用し、現在の一関市議会議員の残任期間に限り、一関市の議員定数に3人を加えた37人とすることにしました。現在の藤沢町の区域を選挙区とし、当該選挙区の議員定数を3人とした増員選挙を合併後、50日以内に実施することにしました。

農業委員会委員の定数および任期の取扱い

藤沢町農業委員会委員(9

人)のうちの選挙による委員(5人)は、合併特例法の在任特例を適用し、一関市農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き一関市農業委員会の選挙による委員として在任することにしました。

合併後、最初に行われる一般選挙の選挙による委員の定数は、40人となります。ただし、選挙区の区域及び選挙区ごとの定数は、新市において決定することにしました。

一般職の職員の身分の取扱い

藤沢町の一般職の職員は、一関市の一般職の職員として引き継ぐことにしました。また、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めることにしました。

地方税の取扱い

両市町で差異のない税の税率および納期は現行のとおりとし、差異のあるものについては、次のとおりとすることにしました。
▽法人市民税の法人税割の税

特別職の身分の取扱い

▽藤沢町の常勤特別職、議会議員、農業委員会委員および各種行政委員会委員は、合併の日の前日をもって失職します。ただし、議会議員、農業委員会委員はそれぞれの協定項目で決定したとおりです。
▽藤沢町のその他の非常勤特別職は、合併の日の前日をもって失職しますが、合併後も引き続き任命すべきものについては、一関市の制度を基本に合併時まで調整します。
▽特別職の報酬等の額については、一関市の例によることにしました。

組織及び機構の取扱い

一関市の組織および機構を基本に藤沢町に藤沢支所を設置することにし、合併時までに調整することにしました。

町名・字名の取扱い

▽一関市は、変更ありません。
▽藤沢町は、「一関市」の後に

地域自治区名(藤沢町)を付し、現行の字名を継承することにしました。
▽地域自治区名に付く「町」は「ちょう」と読むことにしました。
▽地域自治区設置期間終了後も、設置期間の地名を継承することにしました。
現行 東磐井郡藤沢町
合併後 一関市藤沢町

慣行の取扱い

市章、市民憲章、市民歌、市の花、市の木、市の鳥については、一関市のものとすることにしました。

姉妹都市・友好都市の取扱い

藤沢町の姉妹都市は、一関市に引き継ぐことにしました。

行政区の取扱い

藤沢町の行政区の区域は、現行のとおりとすることにしました。
藤沢町の行政区名は、現在の行政区名の前に「藤沢」を冠

条例、規則等の取扱い

条例、規則などは、一関市の条例、規則などを適用することにしました。
ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて、条例、規則などの新規制定一部改正を行うことにしました。

使用料、手数料等の取扱い

▽公の施設等の使用料は、原則として合併時に一関市の使用料に統一することにしました。ただし、同一または類似施設で著しく差異のある使用料は、新市において調整することにしました。
▽各種証明などの手数料は、原則として合併時に一関市の手数料に統一することにしました。

